

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第13条第1項（特別地域）の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は				※

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑦、都市計画法第12条の4第1項第3号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、 (イ) (ロ)	(イ) (ロ)			※1 ※2

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第17条第1項（特別地域）の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は				※

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑦、都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、 (イ) (ロ)	(イ) (ロ)			※1 ※2

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(ハ)					(ハ)				
⑧、都 市計画法第12条の 4第1項第2号に 掲げる防災街区整 備地区計画の区域 内にある土地等が、 (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 ※2	⑧、都 市計画法第12条の 4第1項第4号に 掲げる防災街区整 備地区計画の区域 内にある土地等が、 (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 ※2
㊦の4 食品流通構造 改善促進法（平成 3年法律第59号） 第4条第4項の規 定による (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 ※2	㊦の4 食品流通構造 改善促進法第4条 第4項の規定によ る (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 ※2
⑫ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 (1)	⑫ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ)			※1 (1)

(2) ・ ・ ・ に規定する資金の貸付けを受けて行われるもの（中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令203号）第3条第1項第3号）に掲げる事業にあっては、当該事業を行う者が同項第4号イに規定する特定中小企業団体に該

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				<u>当する 場合に 限る。)</u> である こと。 (3) ※2					(3) ※2
⑬ 石油公団法（昭和42年法律第99号） 第19条第1項第6号《業務の範囲》 の国家備蓄石油の 管理に必要な施設 で石油公団又は特 定石油備蓄会社（ ※1）が設置する 次のものの用に供 するために土地等 が石油公団に買い 取られる場合 (イ) <u>石油公団法第 19条第1項第6 号の国家備蓄石 油の管理</u> の用に	 (イ) 当該施設が石油公 団法第19条第1項 第6号の国家備蓄 石油の管理の用に 供するものである 旨及び (ロ)			※1 「特定 石油備蓄 会社」と は、石油 公団法第 19条第1 項第9号 《業務の 範囲》に 規定する 法人で ※2 . . .、 その容量 の10分の 8以上を 石油公団	⑬ 石油公団法第19 条第1項第8号《 業務の範囲》に規 定する石油の備蓄 に必要な施設で石 油公団又は特定石 油備蓄会社（※1） が設置する次のも のの用に供するた めに土地等が石油 公団に買い取られ る場合 (イ) <u>石油の備蓄の 用に供する屋外 タンク貯蔵所等</u>	 (イ) 当該施設が石油公 団法第19条第1項 第8号に規定する 石油の備蓄の用に 供するものである 旨及び (ロ)		※1 「特定 石油備蓄 会社」と は、石油 公団法第 19条第1 項第11号 《業務の 範囲》に 規定する 法人で ※2 . . .、 その容量 の10分の 8以上を 石油公団	

供する屋外タンク貯蔵所等・・・ （ロ） （ハ）				の行う国家備蓄石油の管理の用に供する旨の取決めがあるものに限られる。 ・・・ ・・・	（ロ） （ハ）			の行う石油の備蓄の用に供する旨の取決めがあるものに限られる。 ・・・ ・・・	
㉓ 土地等につきマンション建替法第2条第1項第4号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、・・・又は当該土地等が同法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは第64条第1項若しくは第3項《権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等》の請求・・・。	（イ）・・・又は当該土地等を同法第15条第1項若しくは第64条第1項又は第3項の請求により買い取ったものである旨を証する書類 （ロ） A・・・又は同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求をされた者又は同条第3項の請求をした者（以下「申出人等」という。）の有する同法第2条第1項第6号に規定す	・・・	・・・	※ （1）申出人等の有する同法第2条第1項第6号に規定する施行マンションが・・・ （2）・・・マンション建替法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションに	㉓ 土地等につきマンション建替法第2条第4号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、・・・又は当該土地等が同法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは第64条第1項《権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等》の請求・・・。	（イ）・・・又は当該土地等を同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求により買い取ったものである旨を証する書類 （ロ） A・・・又は同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求をされた者（以下「申出人等」という。）の有する同法に規定する施行マンションが・・・	・・・	・・・	※ （1）申出人等の有する同法第2条第6号に規定する施行マンションが・・・ （2）・・・マンション建替法第2条第7号に規定する施行再建マンションにおいて

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	る施行マンションが・・・ B・・・マンション建替法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションにおいて生活すること又は・・・			において・ ・・・		B・・・マンション建替法第2条第7号に規定する施行再建マンションにおいて生活すること又は・・・			・・・
②④・・・又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項《特別保護地区》の規定により環境大臣が・・・	・・・ (イ)・・・ (ロ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項《特別保護地区》の規定により環境大臣が・・・ A・・・ B・・・	・・・ ・・・ ・・・	・・・	※・・・ ・・・	②④・・・又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第3項《鳥獣保護区》の規定により環境大臣が・・・	・・・ (イ)・・・ (ロ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第3項の規定により環境大臣が・・・ A・・・ B・・・	・・・ ・・・ ・・・	・・・	※・・・ ・・・
②⑤ 自然公園法第59条《指定》に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第60条第1項《保護及び利	(イ)・・・ (ロ)・・・自然公園法第2章第3節又は自然環境保全法第4章第2節の規定による規制	・・・ ・・・	・・・		②⑤ 自然公園法第41条《指定》に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第42条第1項《保護及び利	(イ)・・・ (ロ)・・・自然公園法第2章第4節又は自然環境保全法第4章第2節の規定による規制	・・・ ・・・	・・・	

用))に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第13条第1項《特別地域》に規定する特別地域内における行為に関する同法第2章第3節《保護及び利用》の規定による規制と同等の規制が・・・・	と同等の規制が・・・・			
--	-------------	--	--	--

用))に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第17条第1項《特別地域》に規定する特別地域内における行為に関する同法第2章第4節《保護及び利用》の規定による規制と同等の規制が・・・・	と同等の規制が・・・・			
--	-------------	--	--	--

別表5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑤ 独立行政法人農業者年金基金に対し、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第4項の規定により、なおその効力	(イ) 改正前の農業者年金基金法第81条第1項の規定により当該農地等を買う旨を証する書類 (ロ) ・・・・ A ・・・・	独立行政法人農業者年金基金 ・・・	・・・・	※ ・・・・ ・・・・

別表5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑤ 農業者年金基金に対し、農業者年金基金法第81条第1項《農地等の買入れ》(同法附則第8条《経過規定》)の規定により適用される場合を含む。	(イ) 同項の規定により当該農地等を買う旨を証する書類 (ロ) ・・・・ A ・・・・	農業者年金基金 ・・・	・・・・	※ ・・・・ ・・・・

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
を有するものとされる平成13年改正前農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第81条第1項（農地等の買入れ）に規定する区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある平成13年改正前農業者年金基金法第81条第1項の農地等（※）を譲渡した場合（同項の規定による買入れに該当する場合に限る。）	B	. . .			に規定する区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある農業者年金基金法第81条第1項の農地等（※）を譲渡した場合（同項の規定による買入れに該当する場合に限る。）	B	. . .		
⑩ 土地等（※1）につき独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ（業務の範囲）の	左の事業に係る特定地域整備事業実施計画において準用する土地改良法第8条第5項第2号若しく	独立行政法人緑資源機構の長		※1 「土地等」とは、独立行政法人緑資源機構法	⑩ 土地等（※1）につき緑資源公団法第18条第1項第7号イ（業務の範囲）の事業（※2）が施	左記の事業に係る特定地域整備事業実施計画において準用する土地改良法第8条第5項第2号若し	緑資源公団の長		※1 「土地等」とは、緑資源公団法第18条第1項

事業(※2)が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第16条第2項《換地計画》において準用する土地改良法第54条の2第4項《換地処分の効果及び清算金》に規定する清算金（当該土地等について、<u>独立行政法人緑資源機構法第15条第6項</u>《特定地域整備事業実施計画》において準用する土地改良法第8条第5項第2号《審査及び公告等》）に規定する施設の用若しくは同項第3号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は<u>独立行政法人緑資源機構法第16条第2項</u>において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定	は第3号《審査及び公告等》に掲げる要件を満たす同項の非農用地区域を定め、又は<u>独立行政法人緑資源機構法第16条第2項</u>において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定する土地を定めている旨及び清算金の支払をした旨を証する書類		<u>第11条第1項第7号イ</u>に規定する・ ・ ・ ・ ※2 農用地の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きょ排水又はこれらに準ずる事業（<u>これらの事業と併せて行う農用地間における地目変更の事業を含む。</u>）をいう。		行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第22条の4第2項《換地計画》において準用する土地改良法第54条の2第4項《換地処分の効果及び清算金》に規定する清算金（当該土地等について、<u>緑資源公団法第22条の3第6項</u>《特定地域整備事業実施計画》において準用する土地改良法第8条第5項第2号《審査及び公告等》）に規定する施設の用若しくは同項第3号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は<u>緑資源公団法第22条の4第2項</u>において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため<u>緑資源</u>	くは第3号《審査及び公告等》に掲げる要件を満たす同項の非農用地区域を定め、又は<u>緑資源公団法第22条の4第2項</u>において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定する土地を定めている旨及び清算金の支払をした旨を証する書類		第7号イに規定する・ ・ ・ ・ ※2 農用地の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きょ、排水等の事業又はこれらに準ずる事業（<u>これらに併せて行う農用地の造成を含む。</u>）をいう。
--	--	--	--	--	--	---	--	---

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
する土地に充てるため独立行政法人緑資源機構法第16条第2項において準用する土地改良法第53条の2の2第1項《換地を定めない場合等の特例》の規定により、 ．．．．．					公団法第22条の4第2項において準用する土地改良法第53条の2の2第1項《換地を定めない場合等の特例》の規定により、 ．．．．．				